

鳥取県告示第 1030 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービスを行う事業所の名称	介護予防サービスを行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取 代表取締役 太田喜弘	東京都港区六本木六丁目 10-1	ハピネヘルパーステーション西福原	米子市新開五丁目 3-1	介護予防訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日